

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定障害者支援施設の指定		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）	（条項）第38条第1項	
基準法令名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号） ・ 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第4号） ・ 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第5号） 	（条項） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第38条第3項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>指定障害者支援施設の指定の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第38条第3項において準用する第36条第3項の各号に該当しないこと並びに大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たすこと。</p> <p>参考 [根拠法令] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第三十八条 第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定は、主務省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。